

Ⅲ

個人にかかる税制

改正のポイント

1 NISA及びジュニアNISAの整備

(措法37の14、9の9、37の14の2)

(1) 年齢要件の引下げ

民法改正による成年年齢の引下げに伴う措置が講じられました。

- ① 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件が「その年1月1日において18歳以上（改正前：20歳以上）」に引き下げられました。
- ② 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件が「その年1月1日において18歳未満（改正前：20歳未満）」に引き下げられました。

適用関係

①及び②の改正は、令和5年（2023年）1月1日以後に設けられる非課税口座及び未成年者口座等について適用されるとともに、所要の経過措置が講じられました。（改所法等附1十一ロ、37①他、38）

◆ NISA及びジュニアNISAの口座開設可能年齢要件の引下げ

	改正前	改正後
NISA口座	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
ジュニアNISA口座	その年1月1日において 20歳未満	その年1月1日において 18歳未満

(2) 非課税口座開設居住者等が一時的に出国した場合の特例措置

NISAの非課税口座を開設する居住者等が海外勤務などで出国する場合、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に、出国の理由など一定の事項を記載した「継続適用届出書」を提出すれば、次のいずれか早い日までの間は、NISAの非課税口座を引き続き利用できることとされました。

イ	その金融商品取引業者等に、帰国した年月日等を記載した「帰国届出書」を提出する日
□	その継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日

(注) 継続適用届出書の提出をした者が上記□の日までにその金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書の提出をしなかった場合には、同日においてその者がその金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書を提出したものとみなされます。



(2)の改正は、平成31年(2019年)4月1日以後に出国をする居住者等について適用されます。(改所法等附1、37㉔)

2 森林環境税の創設

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)

(1) 森林環境税の創設

国内に住所を有する個人に対して課される国税として、個人住民税と併せて賦課徴収されます。

①	基本的な仕組み	イ	納税義務者	国内に住所を有する個人
		□	税率	年額1,000円
		ハ	賦課徴収	市町村において、個人住民税と併せて行う
		ニ	国への払込み	市町村は、森林環境税として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む

②	施行期日	令和6年(2024年)1月1日から課税する。
③	その他	個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

(2) 森林環境譲与税の創設

森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与されます。

3 ふるさと納税の見直し

(地法37の2、314の7、地法附5の5～5の7他)

個人住民税における都道府県又は市区町村(以下「都道府県等」といいます。)に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、総務大臣が定める次の基準に適合する都道府県等に対する寄附金のみが、ふるさと納税(特例控除)の対象(「特例控除対象寄附金」として指定されることになりました。また、その他所要の措置が講じられました。

イ	寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
□	<p>イの都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等</p> <p>(イ) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること</p> <p>(ロ) 返礼品を地場産品とすること</p>



3の改正は、令和元年(2019年)6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。(改地法等附1ー)

4 子どもの貧困への対応等

(1) 個人住民税の非課税措置の対象範囲の拡大等

① 個人住民税の非課税措置の対象範囲の拡大 (地法24の5、295)

個人住民税の非課税措置（所得割・均等割とも）の対象範囲が、次のように未婚のひとり親も含む趣旨で拡大されました。

◆ 個人住民税の非課税措置の対象範囲

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下（令和3年（2021年）1月1日以後は前年の合計所得金額が135万円以下）である者
- 前年の合計所得金額が一定金額以下である者

追加・改正

- 単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている児童^{（注1）}の父又は母のうち、現に婚姻^{（注2）}をしていない者又は配偶者^{（注2）}の生死の明らかでない者）で、その者の前年の合計所得金額が135万円以下であるもの

（注1）上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるものとされます。

（注2）上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとされます。

② 上記①の者に該当する旨の申告書への記載等

（地法23、45の2、45の3の2、292、317の2、317の3の2他）

個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記①の者に該当する旨の記載をして、申告をする等の所要の措置が講じられました。



①の改正は、令和3年度分（2021年度分）以後の個人住民税について（②については令和2年（2020年）1月1日から）適用されません。（改地法等附1三、1五）

③ 給付金の非課税措置 (措法41の8)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金として給付される給付

金については、所得税・個人住民税を課さないこととされました。

④ 給付等の非課税措置等

子ども・子育て支援法の一部改正により新たに支給されることとなる子育てのための施設等利用給付について次の措置が講じられるとともに、見直し後の同法の子どものための教育・保育給付並びに児童福祉法の障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び障害児入所給付費について引き続き次の措置が講じられました。

イ	所得税・個人住民税を課さない。
ロ	国税・地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(2) 未成年要件の見直し

個人住民税の非課税措置における未成年の要件について、改正後の民法の未成年と同様とされました。

参考

民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）

法律の要点

<div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 成年年齢の引下げ（民法第4条）</p> <p>① 一人で有効な契約をすることができる年齢 ② 親権に服することがなくなる年齢</p> </div>	<p>いずれも20歳から18歳に引き下げ 「成年」と規定する他の法律も18歳に変更</p>
<div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 女性の婚姻開始年齢の引上げ（民法第731条）</p> <p>（改正前）男性18歳 女性16歳</p> </div>	<p>女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ 婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一</p>
<div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px;"> <p>3 施行までの周知期間</p> <p>若者のみならず、親権者等の国民全体に影響 消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要</p> </div>	<p>令和4年（2022年）4月1日から施行</p>

（法務省資料を基に作成）

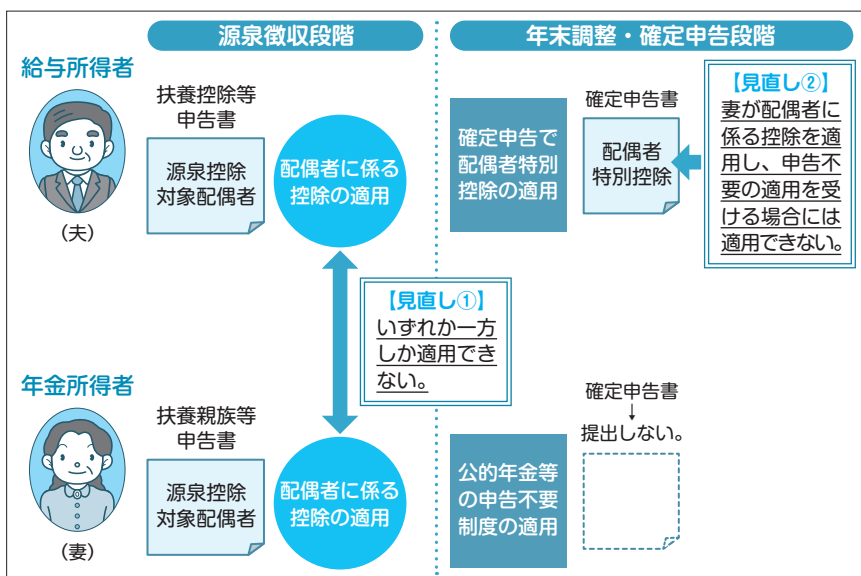
5 その他の改正

- ① 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととされました。
(所法83の2)
- ② 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合等には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととする等の所要の措置が講じられました。(所法186の2、190、203の4、同別表第2～第4)

適用関係

①の改正は令和2年(2020年)1月1日以後に支払われる給与等又は公的年金等について適用され、②の改正は令和2年分(2020年分)以後の所得税について適用されます。(改所法等附1六イ、10、11、5)

◆ 源泉徴収における源泉控除対象配偶者等の見直し



(財務省資料を基に作成)

- ③ 個人が保有する仮想通貨について、その者の所得の金額の計算上必要経費に算入する金額算定の基礎となる期末仮想通貨の価額は、移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定評価方法は総平均法による原価法とされるほか、所要の措置が講じられました（所法2、48の2、所令5、119の2～119の7）。



③の改正は、平成31・令和元年分（2019年分）以後の所得税について適用されます。（改所法等附3）

